

由布市地域の居場所運営事業所の認定事業実施要領第3条第6号の規定による留意事項に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、由布市地域の居場所運営事業所の認定事業実施要領（令和7年告示第50号。以下「実施要領」という。）第3条第6号に規定する留意事項に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年社援発0727第2号）及び実施要領による。

(留意事項)

第3条 地域の居場所運営事業所は本事業の趣旨を十分理解した上で必要な体制を整え、以下の事項に遵守して利用者及びスタッフの安全確保に配慮しなければならない。

- (1) 実施日において、コーディネーターを配置すること。
- (2) 地域のボランティアとの協働等、必要なスタッフを配置すること。
- (3) 開催案内のチラシなど活動内容がわかる資料を周知すること。
- (4) 利用者及びスタッフが守るべき開設時のルール等を定め、周知すること。
- (5) 活動場所は、想定する対象者数に支障がない程度の広さを有し、参加者の交流が図れる必要な設備を備えていること。
- (6) トイレ等の施設、食事を提供する場合には調理等に必要な設備・環境を有し、保健所等の指導に基づいた衛生管理又は食品衛生等の研修を年に1回は受講したスタッフを配置すること。（ただし、営業許可を取得している場合を除く。）
- (7) 利用者に事故のないよう配慮するとともに、万一、事故が起きた時に備えて、応急処置の方法をスタッフ間で確認すること。また、施設賠償責任保険、傷害保険に加入するなど安全確保に努めること。
- (8) 利用者から、利用料等を徴収する際は、本事業の趣旨を踏まえ、低額とし材料費等の実費相当額以内とすること。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、認定決定を取り消すことができる。

- (1) この基準に違反したとき。
- (2) 偽り或其他不正な手段により補助金の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

附 則

この細則は、令和7年4月1日からする。